第百十四条の二十八第二項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十八の二第一項第三号	三　遺族共済年金の年金証書の記号番号	二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算遺族給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十八の三第一項第三号	三　遺族共済年金の年金証書の記号番号	二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算遺族給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の二十九第一項第一号	及び	及び個人番号又は
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十第一項第二号	二　遺族共済年金の年金証書の記号番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　旧職域加算遺族給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十二第一項各号列記以外の部分		一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の三十二第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	
［略］	［略］	［略］

（被扶養配偶者である期間における改正後国共済規則の準用）

第十四条　改正前国共済法による職域加算額について、平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第四章第三節第六款の規定を適用するときは、改正後国共済規則第百十四条の十二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の三及び改正後国共済規則第百十四条の十三から第百十四条の十六までの規定を準用する。この場合において、改正後国共済規則第百十四条の十二の規定により読み替え

［項を加える。］			
［同上］	［同上］	第百十四条の二十八第二項第一号	
［同上］	［同上］	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
［同上］	［同上］	第百十四条の二十八の二第一項第三号	
［同上］	［同上］	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
［同上］	［同上］	第百十四条の二十八の三第一項第三号	
［同上］	［同上］	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
［同上］	［同上］	第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	
［項を加える。］			
［同上］	［同上］	第百十四条の三十第一項第二号	
［同上］	［同上］	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
［同上］	［同上］	第百十四条の三十二第一項各号列記以外の部分	
［項を加える。］			

（被扶養配偶者である期間における改正後国共済規則の準用）

第十四条　改正前国共済法による職域加算額について、平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第四章第三節第六款の規定を適用するときは、改正後国共済規則第百十四条の十二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の三及び改正後国共済規則第百十四条の十三から第百十四条の十六までの規定を準用する。この場合において、改正後国共済規則第百十四条の十二の規定により読み替え